

# コンプライアンス推進強化月間

2021/2/1~2021/3/31

## JIRA コンプライアンス宣言

私達一般社団法人日本画像医療システム工業会（以下 JIRA という）及びその会員企業は、JIRA 倫理 綱領に基づき、高い倫理性と順法の精神をもって行動し、より高品質の製品を開発・製造・販売することにより、国民の医療・福祉への貢献及び広範な社会的信頼の獲得を目指すことを宣言します。

---

JIRA では会員企業の皆様の公正な企業活動を支援するため、コンプライアンス推進強化月間を定めることとしました。是非たくさんのお客様の皆さまにご活用いただきますようお願いいたします。

■ コンプライアンス勉強会     2021/2/18~2021/3/31   WEB 開催

（申し込み期限：2020/2/8、「セミナー」申込ページから）

### プログラム

- ① 規約の展示関連説明（ITEM ルール 2021 年度版）について  
規約判断事例の最新情報
- ② WEB 開催講演会についてのケーススタディ
- ③ 災害対応時のケーススタディ  
営業担当者向け JIRA コンプライアンス・ハンドブックの紹介
- ④ 特別講演：改正独占禁止法について  
（医療機器業公正取引協議会専務理事 関尾順市様）

## ■JIRA 営業担当者向けコンプライアンス・ハンドブック 2021

ご好評いただいていた、JIRA 営業担当者向けコンプライアンス・ハンドブックを 2021 年版としてリニューアルいたしました。[コンプライアンス・ハンドブック](#)

2021 年版は、公正競争規約の運用基準改定や、近年増加している WEB 講演会、災害対応等、市場環境の変化に対応しています。ポケットサイズで携帯に便利ですのでぜひ日常の営業活動の中でご活用ください。



### 12. 自社でおこなう講演会

講師への謝金	社会通念上妥当な金額であること。
参加者への費用負担	交通費・宿泊費は提供可能。ただし、参加者が国家公務員等の場合は倫理規定等に抵触しないよう注意すること。
講演会後の懇話・情報交換会	参加者一人当たり、20,000 円以下（税別）（会場費等開催にかかる費用含む）であること。
Web を使った講演会の条件	リアルタイムで双方向のコミュニケーション（質疑応答）が可能であること。いわゆるオンデマンド配信（録画配信）は講演会には該当しない。
Web を使った講演会での飲食提供（受講会場に事業者が居ない場合）	茶菓・弁当の提供を適正に管理することができないため、飲食提供は不適切。
Web を使った講演会での飲食提供（複数医療機関の受講者が1か所に集合して受講する場合）	自社の取り扱う医療機器の講演会等として、飲食基準に定める飲食提供が可能。
Web を使った講演会での飲食提供（会場を設定せず、講演者、聴講者ともにWEB上だけで講演会を開催する場合）	受講者に対しての、飲食提供はできない。講師に対しては、自社の取り扱う医療機器の講演会等として、飲食基準に定める飲食提供が可能。

より多くの方々にご利用いただくため、JIRA では期間限定（2021/2/1~2021/2/19）で、当ハンドブックを無償で提供しています。（事務連絡者には連絡済み。JIRA 会員企業限定）

問合せ先：JIRA 総務部 横田：soudann@jira-net.or.jp

### ■コンプライアンス相談窓口常時開設中。

会員企業の公正な事業活動を支援するためコンプライアンスに関する相談窓口を常時開設しています。営業活動に伴う遵法上の疑問点の解決のお手伝いをさせていただきます。

相談窓口 [http://www.jira-net.or.jp/outline/compliance\\_about.html](http://www.jira-net.or.jp/outline/compliance_about.html)

以上